



保 健

産後ケア事業(宿泊ケア)が始まります

日帰りによる母子のケアに加え、4月から新たに宿泊ケアが始まります。



対象者

市内に住所を有する出産後5カ月未満の産婦と乳児
※1日2組まで。
利用できる期間

7泊以内

委託医療機関

JCHO二本松病院

利用曜日・時間

月～木曜日(土日祝日除く) 午前10時～翌日の午前10時
自己負担金 1泊3500円
申し込み方法

利用希望日の前日午後4時

まで申し込みください。
◎問い合わせ・申し込み…
健康増進課保健係

☎(55) 5110
Fax(23) 1714

今月の両親学級

おなかの赤ちゃんやお母さんの体調はいかがですか。安心して出産・育児ができるよう、両親学級を毎月開催しています。お気軽にご参加ください。

日時・内容 4月21日(日)
午前9時～

・受け付けとマタニティ体験
午前9時15分～正午

・赤ちゃんのお風呂の入れ方
と助産師との交流

・早産予防のための口腔ケア
講師 助産師・歯科衛生士

対象者 市内在住の妊婦さん
とそのパートナーの方

場 所 安達保健福祉セン
ター

託 児 無料

※事前に申し込みが必要。
※託児を希望される方は、オムツや着替え、ミルクなど
をお持ちください。

持ち物

母子健康手帳、筆記用具

申込期限 4月18日(木)
※詳しくは、左記まで問い合
わせください。

◎問い合わせ・申し込み…
健康増進課保健係

☎(55) 5110
Fax(23) 1714

《成人男性対象》 風しんの追加的対策

全国的な風しんの流行を受けて、平成31年度から3年間の予定で、風しん抗体検査・予防接種の追加的対策を実施します。

対象となる成人男性

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性。

※これまで風しんに対する予防接種を受ける機会が無く、他の世代に比べ抗体保有率が低い世代の方が対象となります。

※風しんの発生やまん延を防ぐために、対象の方は抗体検査を受検し、抗体が低い場合には予防接種を受けてください。

受け方

市から発行されるクーポン券を持参し、医療機関や健診機関でまず抗体検査を受検し

てください。クーポン券により検査料は無料となります。抗体価が基準より低い場合には、予防接種を受けてください。(抗体が低い場合のみ無料となります。)

※クーポン券は順次対象の方
に送付します。

◎問い合わせ…
健康増進課予防係

☎(55) 5109
Fax(23) 1714

高齢者肺炎球菌予防接種の 経過措置が延長されます

高齢者肺炎球菌の予防接種は、平成26年度から法定接種となり、年度内に65歳になる方を対象とすることになっていました。しかし平成26年度に65歳以上だった方にも接種の機会が必要であったことから、平成30年度までの経過措置として、毎年度70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、百歳の方に予防接種を行ってきました。この経過措置が、平成35年度まで延長されることになりました。

対象者

今年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、

百歳に到達する方で、過去に肺炎球菌の予防接種を受けたことが無い方

接種方法

対象となる方には市から予防票を送付しますので、医療機関に予防票を持参の上、予防接種を受けてください。

平成31年度の接種期間
2019年4月1日

～2020年3月31日
◎問い合わせ…
健康増進課予防係

☎(55) 5109
Fax(23) 1714

測るなら今！ 放射線積算量調査を 実施します

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射線被ばくから市民の安全と健康を守ることを目的に、全市民を対象に個人が受ける放射線量を測る調査(外部被ばく調査)を実施しています。

事故から9年目となりますが、関心を持ち続けることが、放射線から心身の健康を守ることにつながります。測定したことがある方も、まだ測定したことが無い方も、この機

会に測定することをお勧めします。

対象者 市内に住所のある方で、希望される方(年齢制限はありません)。

※乳幼児から20歳以下の方(平成11年4月2日以降に生まれた方)および妊婦の方には、全員に配付しますので申し込み不要です。

調査期間(2カ月間)

5月16日(木)

～7月15日(月・祝)

調査内容 放射線積算計測器(バッジタイプ)による計測

調査費用 無料

申し込み方法

申込書を各保健センター、各支所窓口を設置し、市ウェブサイトに掲載しますので、ファックスでお申し込みいただくか、各保健センター(健康増進課)へ持参してください。申込書を郵送することもできますので、下記までご連絡ください。

※パソコン、携帯電話、スマートフォンなどから市ウェブサイトにアクセスして申し込みすることもできます。



▶ 活用
スマートフォン
QRコード



▶ 活用
携帯電話
QRコード

申込期限 4月12日(金)

その他

・計測器は、放射線積算量を常に表示するタイプではありません。

・計測結果は、測定終了後に分析などを行った後、本人にお知らせします。

・計測器は、必ず返却していただきます。

・行動調査は実施しませんので、バッジのみの提出となります。

◎問い合わせ:

健康増進課予防係

☎(55) 5109

Fax (23) 1714



**内部被ばく量測定
(ホールボディカウンター)
のご案内**

平成30年度からは、3歳以上の方を対象に、年間を通して行っています。継続して「測る」「記録する」「知る・学ぶ」ことが重要です。今まで一度も受けたことのない方はぜひ受けましょう。

これまでの受診状況

測定年度	H23～25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
対象者	4歳以上※H23・24年度は4歳未満児も含む。				
受診者数	18,517人	6,997人	2,680人	1,602人	1,125人
受診率	30.9%	12.7%	4.9%	2.9%	2.1%
検出者数	432人	31人	13人	12人	7人
検出率	2.3%	0.4%	0.5%	0.8%	0.6%

※検出下限値…セシウム137: 250Bq(H28.2月より200Bq)、セシウム134: 200Bq

※検出者については、食生活等を見直していただき、再測定を通して体内の放射能が減少していることを確認しています。

※対象者には、随時ご案内の通知を送付します。

※春は山菜の季節です。山の腐葉土に放射性物質が含まれている可能性があります。そこで育つ植物などに吸収される恐れがあります。追加被ばくを避けるためにも、山菜などは測定し、安全を確かめてから食べましょう。

測定場所

放射線被ばく測定センター

測定日程

定休日(木曜日、土日)は隔週実施。詳細については電話予約の際にご案内します。

その他

平成30年度より、セシウム137・134とともに検出下限値を100Bqとしています。

予約先:

放射線被ばく測定センター

☎(24) 8110

Fax (22) 8255



**市放射線専門家チーム
アドバイザーの紹介**

福島第一原子力発電所事故にかかる放射線被ばくから、市民の皆さまの安全と健康を守るため、市では震災以降より3人のアドバイザーの協力をいただきながら、健康面での支援として市放射線対策事業(外部・内部被ばく量測定、母乳の放射性物質濃度測定、学習会、放射線教育等)を行っています。

木村 真三氏

獨協医科大学准教授、国際疫学研究室福島分室室長、博士(地球環境科学)で専門は放射線衛生学

佐藤 齊氏

茨城県立医療大学保健医療学部放射線技術科学科教授

高辻 俊宏氏

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科教授

◎問い合わせ:

健康増進課保健係

☎(55) 5110

Fax (23) 1714



平成31年度から **変わります！**

～ 総合健診・がん施設検診変更のお知らせ ～

主な変更点

〔 集団健(検)診…住民センター等で行う健(検)診
施設健(検)診…医療機関で行う健(検)診 〕

①健(検)診希望調査は実施しません。

⇒集団用(住民センター等)と施設用(医療機)どちらでも使える受診録、がん検診用受診シールを送付します。受診するときのご希望で、集団健(検)診、施設健(検)診を選べます。

②受診録等の送付方法が変わります。

⇒「個別」に受診録や健(検)診のお知らせ等を送付します。これまでは各世帯宛てに送付していましたが、個人として健(検)診受診の検討をしていただくため、個人送付することとしました。

③施設(医療機関)健(検)診が6月から始まります。

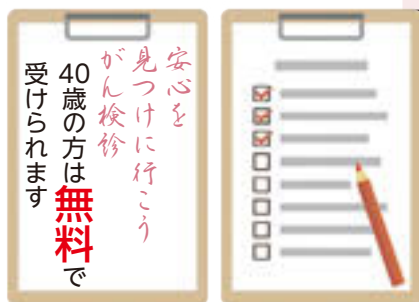
⇒これまでは集団健(検)診と施設健(検)診はどちらも8月からでしたが、施設健(検)診は6月から受けられるようになります。実施期間等は下記のとおりです。

- ・施設健(検)診：6月から翌年2月(12月までの予約分)
- ・集団健(検)診：8月22日～9月12日【二本松地域】 9月13日～24日【東和地域】
9月25日～10月1日【岩代地域】 10月18日～30日【安達地域】
- ・人間ドック：4月に希望調査をします(30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、68歳)

健(検)診の対象者は変わりませんが、受診録等が送付されるのは下表の方になります。

5月20日頃から順次発送予定です。届かない方は個別に申請が必要になります。個別の申請方法は下記のとおりです。

※健康診査対象の19歳から39歳の方には、福島県から個別に案内はがきが送付されます。



検診の種類	送付対象者			送付されるもの
	国保	社保	後・高	
国民健康保険 《特定健診》	●			・40歳から74歳の国保加入者 受診録
後期高齢者健診 《健康診査》			●	・75歳から77歳の方 ・過去3年間で健康診査を受診している後期高齢者医療加入者 受診録
がん検診	●	●	●	・平成31年度に40歳になる方 ・40歳以上で過去2年間にいずれかのがん検診を受診している方 受診シール
				・19歳から39歳の方 申請書
女性検診	●	●	●	【子宮がん検診・乳がん検診共通】 ・平成31年度に奇数年齢になる40歳以上の方で、過去に受診したことがある方 受診録
	●	●		【子宮がん検診のみ】 ・平成31年度に奇数年齢になる19歳から39歳までの方 受診録
				【乳がん検診のみ】 ・平成31年度に奇数年齢になる19歳から39歳までの方 申請書

〔国保〕…国民健康保険加入者 〔社保〕…社会保険加入者 〔後高〕…後期高齢者医療保険加入者

受診録や受診シールが届かなかった方は、個別に申請が必要です。次の手順で申請してください。

受付開始：6月1日～

来所できる方

各保健センター等に来所する

申請内容を確認し、受診録をその場でお渡しします。

来所できない方

各保健センター等に電話する

申請内容を確認し、後日、受診録を郵送します。

簡単申請・申し込みシステムで申請する。(市ウェブサイトか専用のQRコードから接続する。)

※お手元に届くまで1週間程度かかります。

◎問い合わせ…

健康増進課予防係(安達保健福祉センター内) ☎(55)5109 Fax(23)1714 岩代保健センター ☎(65)2820 Fax(65)2838
二本松保健センター ☎(55)5108 Fax(23)6662 東和保健センター ☎(66)2499 Fax(46)4122



市議会 3月定例会

市議会3月定例会は2月26日に招集され、条例や補正予算などが提案されました。

今回の議会では、平成31年度当初予算(6〜9ページに掲載)のほか、10月1日からの消費税及び地方消費税の税率変更に伴う施設使用料等を改める条例制定などが提案されました。

条例等

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定について

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、10月1日から市の施設使用料等を改定するため、所要の改正を行うものです。なおこの改正により、次の条例も改正されます。

- ・二本松市水道条例
- ・二本松市簡易水道条例
- ・二本松市下水道条例
- ・安達処理区および岩代処理区下水道条例
- ・二本松市スカイピアあだたら条例

二本松市市営住宅設置条例の一部を改正する条例

公営住宅法に基づく市営住宅および共同施設として、茶園団地に市営住宅10戸と集会所を設置するため、所要の改正を行うものです。

補正予算

平成30年度の一般会計補正予算については、年度末を控えて、事務事業の執行結果や今後の見込みにより、歳入歳出予算を調整・整理することが主な内容でしたが、国の第2次補正予算で打ち出された「地方創生拠点整備交付金」などを活用する次の2つの事業について、予算措置をしました。

・道の駅「さくらの郷」管理運営経費 4692万9千円

道の駅さくらの郷敷地内に、新たに体験交流施設を整備するための必要経費を計上しました。

・プレミアム付商品券事業 376万8千円

消費税及び地方消費税の10%への引き上げにより、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起するため、プレミアム付商品券の販売を行うための必要経費を計上しました。

市民が主役。

〈市長からの手紙〉

日本一の さくらの郷 二本松

桜は春の訪れを告げ、豊かな実りをもたらす花として、日本人の心に育まれてきました。さくらの清楚、明朗、高雅さが日本人の心情を表した花でもあります。

桜は、日本人の魂の琴線に触れるなんとも名状しがたい感情、感性を呼び覚まします。二本松市には、「全国桜の名所100選」に選定された「霞ヶ城公園の桜」をはじめ、「安達ヶ原公園の桜」や「合戦場のしだれ桜」、「岳温泉桜坂の桜」、「茶園の桜」、「祭田の桜」、「中島の地蔵桜」、「愛蔵寺の護摩桜」、「本久寺の桜」、「円東寺のしだれ桜」、「福田寺の糸桜」日向の人待地蔵桜、「樹徳園の桜」など、優美な桜の名木や名所が数多く存在しております。

桜が咲き誇り、桜色に包み込む。名桜、桜花の美に心を揺さぶられる。桜が舞う中、花見の宴を繰り広げ、桜を愛でる人たちが家族連れで賑わう。

桜の花は、二本松の「市花」でもあります。日本を象徴する桜、かけがえのない二本松のシンボルとして、「新二本



二本松市長
三保 恵一

松市」の誕生を記念し市民との協働によって「桜一万本運動」を行ってまいりました。その後、毎年、千本以上の桜を植え続けております。桜を丹念に育てております多くの桜守に感謝！

桜・花いっぱい美しい二本松、そこに住む人々が、心美しく、凛として生きるよう平和で豊かな、美しい二本松の未来をひらいてまいりましょう。

「はなふぶき霞ヶ城の城跡に
仰ぐ安達太良峰のしら雪」
土井晩翠

4月11日から12日、「全国さくらシンポジウムin二本松」を全国各地から多くの皆さまをお迎えして開催します。「日本一のさくらの郷 二本松」を堪能いただきますよう、皆さまのおいでをお待ちしております。

「咲けば散る
咲かねば恋し山桜
思い絶えせぬ 花の上かな」
藤原公任

水環境について 考えましょう

市では、市内の21河川34カ所で、年2回の水質検査を行っています。

水質検査実施河川

六角川、鯉川、杉田川、羽石川、平石川、原瀬川、弘川、油井川、浅川、阿武隈川、箕輪用水、水原川、轟川、小浜川、移川、口太川、針道川、木幡川、若宮川、安達太田川、立石川



平成30年度の検査結果概要

大腸菌群数については、今回は基準値を超過した箇所はありませんでした。しかし、河川の汚れを測る代表的な指標であるBODは、34カ所中16カ所において、国で定める環境基準を超過していました。以上の結果から、市内を流れる河川は必ずしもきれいと云える状況にありません。

考えられる汚れの主な原因

- ・家庭からの生活排水
- ・野積みされた堆肥からの染み出し
- ・事業者から排出される事業に伴って生じる汚水

解決策

- ・下水道区域での下水道への接続
- ・単独処理浄化槽（みなし浄化槽）や汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換
- ・水を汚さない生活の工夫
- ※貴重な水を大切に使用し、自然に戻すときにはできるだけきれいに返しましょう。

◎問い合わせ：

生活環境課環境衛生係

☎(55) 5103

Fax(22) 4479

または各支所地域振興課

合併処理浄化槽の設置を推進しています

合併処理浄化槽の設置、または下水道への接続は済みですか。下水道の事業計画に定められた区域以外の地域では、合併処理浄化槽の普及促進が課題となっています。

トイレのみを浄化する単独処理浄化槽では、台所や風呂、洗濯の排水は浄化されないまま河川等に放流されてしまいます。汲み取り便槽も含めて合併処理浄化槽への転換をお願いします。

市では合併処理浄化槽設置者に対する補助を行い、合併処理浄化槽普及の推進を図っています。

合併処理浄化槽設置費補助金

一定の要件を満たす合併処理浄化槽の設置に対し、補助金を交付します。新築または増改築に合わせたトイレの水洗化等を予定している方は、浄化槽工事業者にご相談ください。

なお、申請が予算額に達した場合、先着順で補助を締め切ります。

補助対象地域

下水道の事業計画に定められた区域以外の市全域。

※下水道の事業計画に定められた区域の詳細については、左記までお問い合わせください。

補助対象

自らが居住する住宅に、10人槽以下の浄化槽を設置する場合で、一定の要件を満たす場合。

補助金の額

設置する浄化槽の大きさなどで金額が異なりますので、要件の確認と併せて問い合わせください。

◎問い合わせ：

上下水道課下水道管理係

☎(55) 5138

Fax(62) 1033

または各支所地域振興課

水銀体温計を回収しています

回収しています

体温計や血圧計、温度計には水銀が使用されているものがあります。それらが破損し水銀を人体に摂取した場合、健康被害を及ぼす恐れがあります。

これらの健康被害を防ぐため、市では不要な体温計等を

回収する『回収ボックス』を窓口設置していますので、ぜひご利用ください。

回収できるもの

- ・水銀体温計
- ・水銀血圧計
- ・水銀温度計

回収ボックス設置場所

- ・生活環境課
- ・各支所地域振興課
- ・二本松保健センター
- ・安達保健福祉センター
- ・岩代保健センター

◎問い合わせ：

生活環境課環境衛生係

☎(55) 5103

Fax(22) 4479

または各支所地域振興課





あなたの

大切な家族を

守るために



狂犬病予防注射を実施します

- 生後91日以上の子犬の飼い主は、狂犬病予防法に基づき次の①～③を行ってください。
- ①市役所に犬を登録する。
 - ②毎年、狂犬病予防注射を受ける。
 - ③鑑札・注射済票を装着させる。

予防注射料金(1頭当たり)

- ・新規登録の犬：6200円
 - ・登録料3千円、注射料2650円、注射済票交付手数料550円
 - ・登録済みの犬：3200円(登録料を除いた金額)
- 予防注射の受け方**
- ・上記の日程表を確認いただき、お近くの会場を受けてください。

- ・会場には犬を制止できる人が連れて来てください。
- ・登録済みの方には、3月中旬に通知書を送付していますので、必要項目を記入の上、必ず持参してください。
- ・犬の健康状態に不安がある場合は、当日注射を受ける前に獣医師に申し出てください。

その他

- 飼いの犬の死亡、飼主の変更があつた場合は、必ず左記まで届け出てください。
- ◎問い合わせ・届け出：生活環境課環境衛生係
- ☎(55) 5103
- Fax (22) 4479
- または各支所地域振興課

	開催日	時 間	実施場所
岩代	4月2日 (火)	13：00～13：20	田沢集会所
		13：35～13：55	旭住民センター
		14：10～14：30	東新殿集会所
		14：45～15：00	杉三集会所
		15：15～15：30	初森老人憩いの家
	4月3日 (水)	13：00～13：15	上太田ふれあい館
		13：30～13：55	新殿住民センター
		14：10～14：40	岩代公民館
二本松	4月4日 (木)	13：00～13：15	箕輪集会所
		13：40～13：55	馬場平集会所
		14：10～14：25	あだたら体育館
		14：45～15：00	永田中央会館
		15：20～15：40	原セ直売所下
	4月5日 (金)	13：00～13：20	地域文化伝承館
		13：45～14：05	矢ノ戸集会所
		14：35～15：00	塩沢10区生活改善センター
		15：15～15：30	長坂集会所
	4月7日 (日)	8：30～9：45	市役所(正面)
		10：15～11：10	石井住民センター
		11：30～12：00	大平住民センター
		12：30～13：00	塩沢住民センター
	4月13日 (土)	8：30～9：15	杉田住民センター
		9：30～10：15	岳下住民センター
		10：30～11：00	二本松住民センター
安達	4月9日 (火)	13：45～14：25	上川崎住民センター
		14：45～15：05	下川崎住民センター
	4月10日 (水)	13：45～14：25	渋川住民センター
		14：45～15：30	安達支所前
東和	4月15日 (月)	13：00～13：15	塩之沢氏家商店前
		13：30～13：45	仲之内屯所前
		14：00～14：20	木幡住民センター
		14：45～15：15	東和支所裏
	4月16日 (火)	13：00～13：15	落合屯所前
		13：30～13：45	北戸沢林野会館前
		14：00～14：20	戸沢住民センター
		14：45～15：20	太田住民センター

6月8日(土)	※時間など詳しくは、広報6月号でお知らせします。	岩代地域：岩代公民館 東和地域：東和支所裏
6月9日(日)		二本松地域：市役所(正面) 安達地域：安達支所前

※どの会場でも(地区外でも)受けられます。



青い鳥郵便はがきをお配りしています

郵便局では障がいのある方に対して、平成31年度の青い鳥郵便はがきを無料でお配りしています。

対象者

・身体障がい者手帳1級または2級をお持ちの方

・療育手帳「A」をお持ちの方

受付期間

4月1日(月)～5月末日

配布枚数

通常郵便はがき20枚

※申し込み方法など詳しくは、最寄りの郵便局までお問い合わせください。

肢体不自由者来所相談会

補装具の購入・修理、医療、

その他更生に関する無料相談会が開催されます。

日時 4月26日(金)

午後1時～3時

会場 福島県障がい者総合

福祉センター(県庁北庁舎)

申込期限 4月19日(金)

申し込み方法 事前に電話等

でお申し込みください。

※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

◎問い合わせ・申し込み

福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

Fax(22)1547

または各支所地域振興課

東日本大震災による被災者生活再建支援金の申請期間が延長になります

東日本大震災により住宅に

被害(全壊・大規模半壊・半

壊)を受けた世帯に、住宅の

被害程度および再建方法によ

り、基礎支援金と加算支援金

を支給していますが、支援金

の申請期限が1年延長されました。

申請期限

基礎支援金

2020年4月10日

加算支援金

2020年4月10日

対象住宅 東日本大震災発生

のときに居住していた住宅

対象世帯

・住宅が「全壊」した世帯

・住宅が「大規模半壊」した世帯

帯

・住宅が「半壊」し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

申請に必要な書類等

罹災証明書、預金通帳の写

し、住民票、その他添付書類

◎問い合わせ

福祉課地域福祉係

☎(24)5063

Fax(22)1547



『出産祝金』を支給しています

子どもの出生を祝うとともに、健やかな成長を願い祝金を支給しています。

支給額

出生児1人につき1万円

(半額を地域商品券で支給)

対象者

・本市の住民基本台帳に記録

されている出生児

・出生児の父または母が出産

の日まで引き続き1年以上

本市の住民基本台帳に記録

されている方

※出生届の際に、左記窓口で申請してください。

※安達地域でも、4月以降の出生児から半額を地域商品券で支給します。

◎問い合わせ

子育て支援課子ども家庭係

☎(55)5094

Fax(22)1547

または各支所地域振興課

虐待から

子どもたちを

守りましょう

『未来へと 命をつなぐ』

189(いちはやく)

全国的に児童虐待に関する相談対応件数は増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、児童虐待は深刻な状況が続いています。

「虐待では」と疑われるときには、すぐに通報しましょう。

児童虐待とは

【身体的虐待】

殴る、蹴る、叩く、投げ落とすなど、子どもに暴力をふるう行為

【性的虐待】

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラ

フィの被写体にするなどの行為

【ネグレクト】

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、

自動車の中に放置する、重

い病気になっても病院に連

れて行かないなど、育児を

放棄する行為

【心理的虐待】

言葉による脅し、無視、きよ

うだいい間の差別的扱い、子

どもの目の前で家族に対して

暴力をふるう(DV)など

「虐待かな」と思ったら

児童相談所全国共通ダイヤル☎189(いちはやく)に通報しましょう。お近くの児童相談所につながります。

子育てで悩んだときは

家庭児童相談室では、お子

さんに関するさまざまな相談

に応じています。相談で知り

得た個人の情報や秘密は固く

守ることが義務付けられてい

ますので、自分一人や家族だ

けで悩まず、お気軽にご相談

ください。

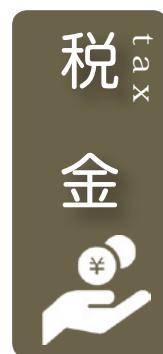
◎問い合わせ

家庭児童相談室

☎(22)0783

Fax(22)1547

Fax(22)1547



固定資産税の縦覧

所有する土地や家屋の価格（評価額）が、他の土地・家屋の価格と比較して適正かどうかを判断できるよう、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

縦覧期間 4月1日（月）

～5月31日（金）

※土日・祝日を除く

午前8時30分

～午後5時15分

縦覧場所

税務課（市役所1階）

縦覧できる方

市内に土地や家屋を所有する納税者およびその代理人

※課税標準額が免税点（土地30万円、家屋20万円）未満で固定資産税が課税されていない場合は、縦覧できません。

手数料 無料

課税台帳の縦覧について

縦覧期間中に限り、課税台帳（土地・家屋名寄帳）の縦覧を無料で行うことができます。縦覧できる方は、固定資産

税の納税義務者（所有者のほか、借地・借家人等です）。

縦覧は、税務課のほか各支所地域振興課でも行えます。

持参物

・縦覧（閲覧）者が本人であることを確認できる書類（運転免許証・健康保険証など）
・印鑑

・委任状（代理人の場合）

・納税者以外の方が縦覧する場合は、該当する資産との関係が分かる書類

◎問い合わせ：

税務課資産税係

☎（55）5086

Fax（22）0790

平成31年度

市税等の納期一覧

納期限を忘れずに

納めましょう

市税等の納期限は、下表に記載された月日となります。

※下表のほかに、市税等の随時課税分の納期があります。

※12月は納期限にご注意ください。

※特別徴収の場合は下表によらず、それぞれの給与の支払日に納めていただくことになります。

税目 納期		市民税 および 県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康 保険税	介護保険料	後期高齢者 医療保険料	納期限
2019年	5月		1期	全期				5月31日
	6月	1期						7月1日
	7月		2期		1期	1期		7月31日
	8月	2期			2期	2期	1期	9月2日
	9月				3期	3期	2期	9月30日
	10月	3期			4期	4期	3期	10月31日
	11月				5期	5期	4期	12月2日
	12月		3期		6期	6期	5期	12月25日
2020年	1月	4期			7期	7期	6期	1月31日
	2月		4期		8期	8期	7期	3月2日

◎問い合わせ…税務課収納係 ☎（55）5087 Fax（22）0790

消費税軽減税率制度等 説明会

10月1日から

軽減税率制度が

スタートします。

消費税の軽減税率制度は、個人事業者・法人事業者や業種・業態にかかわらず、多くの事業者の方に関係する制度で、税率ごとの商品管理やレジ・受発注システムの整備、帳簿・請求書等の記載方法・様式など、対応いただくためには早めの検討・準備が必要になりますので、ぜひ一度、説明会に足をお運びください。

日時

4月22日（月）・23日（火）

午後1時30分～午後3時

※予約は不要です。

場所 二本松福祉センター

※駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

対象者 事業者の方

◎問い合わせ：

二本松税務署法人課税部門

☎（22）1192（内線18）

※音声案内に従って「2」を選択してください。